

---

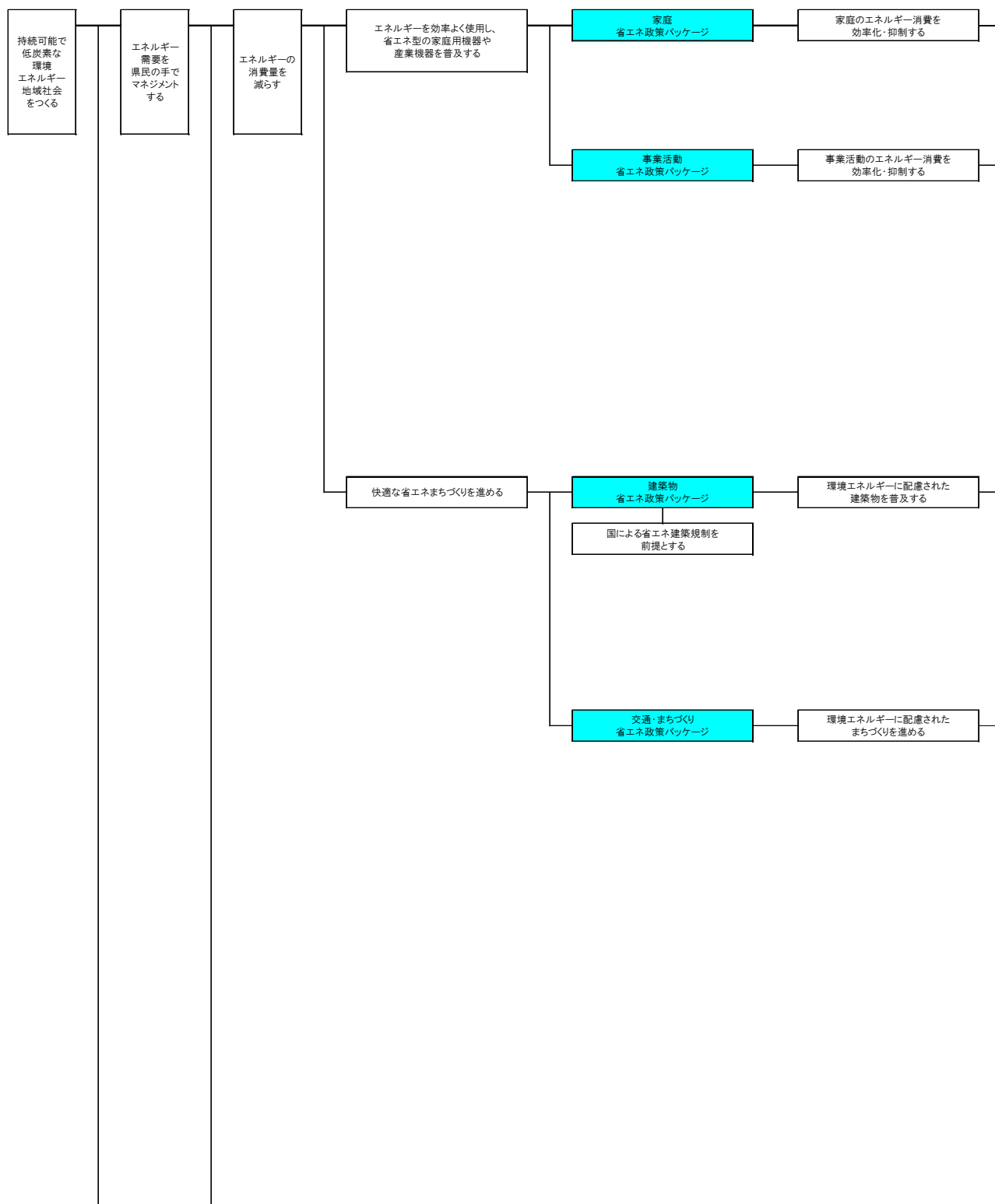
# 体系・制度・施策

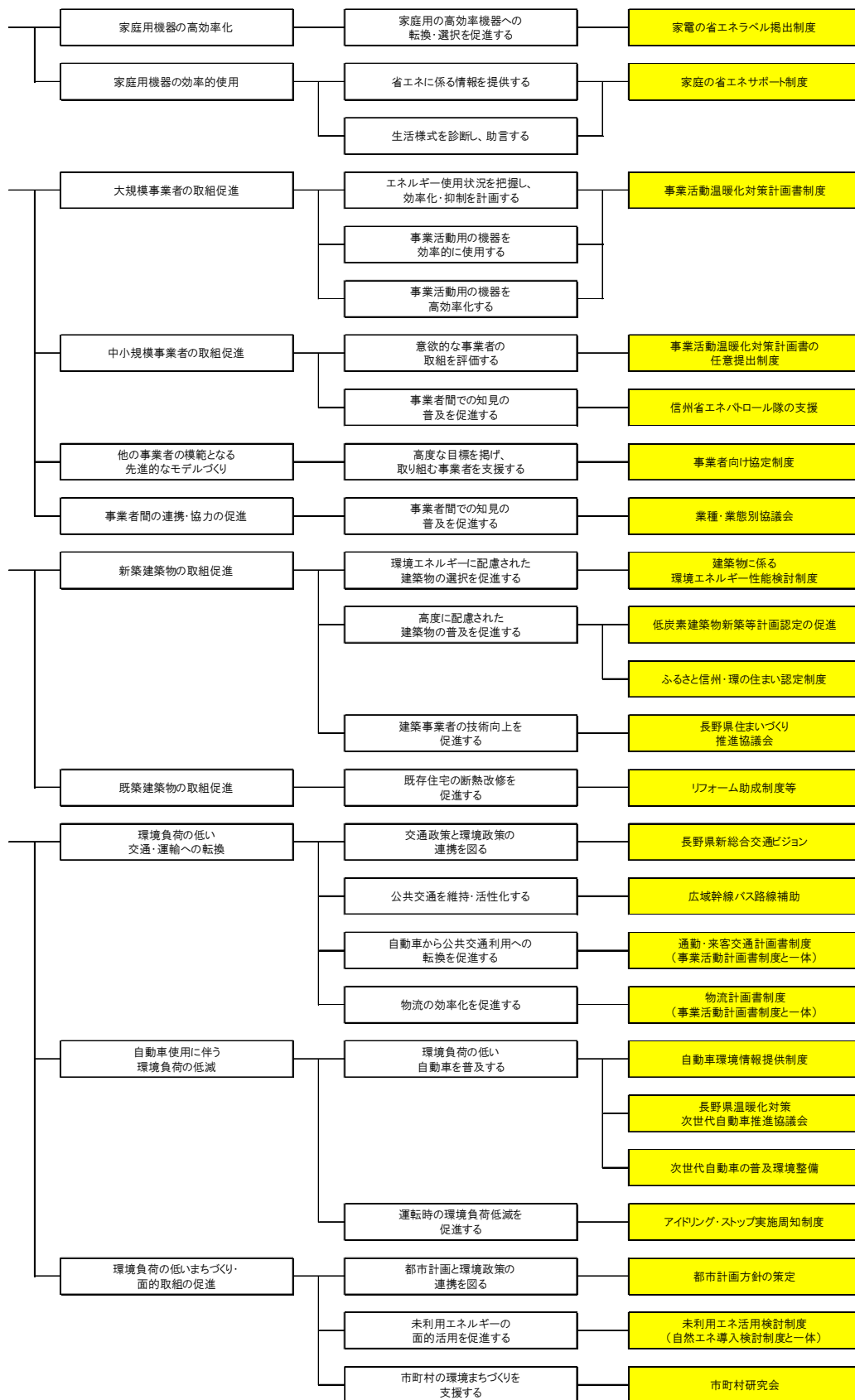
---

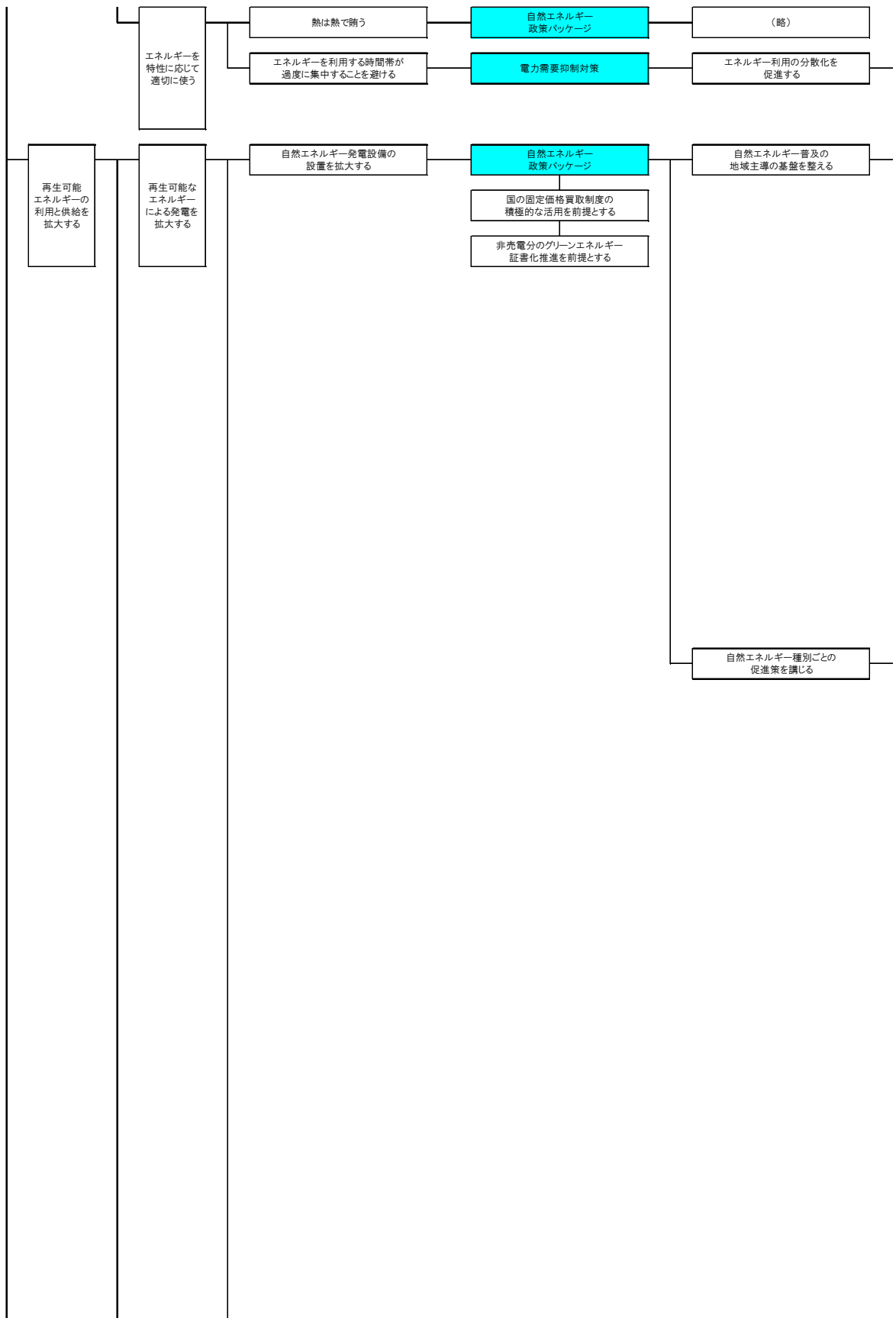
## 目次

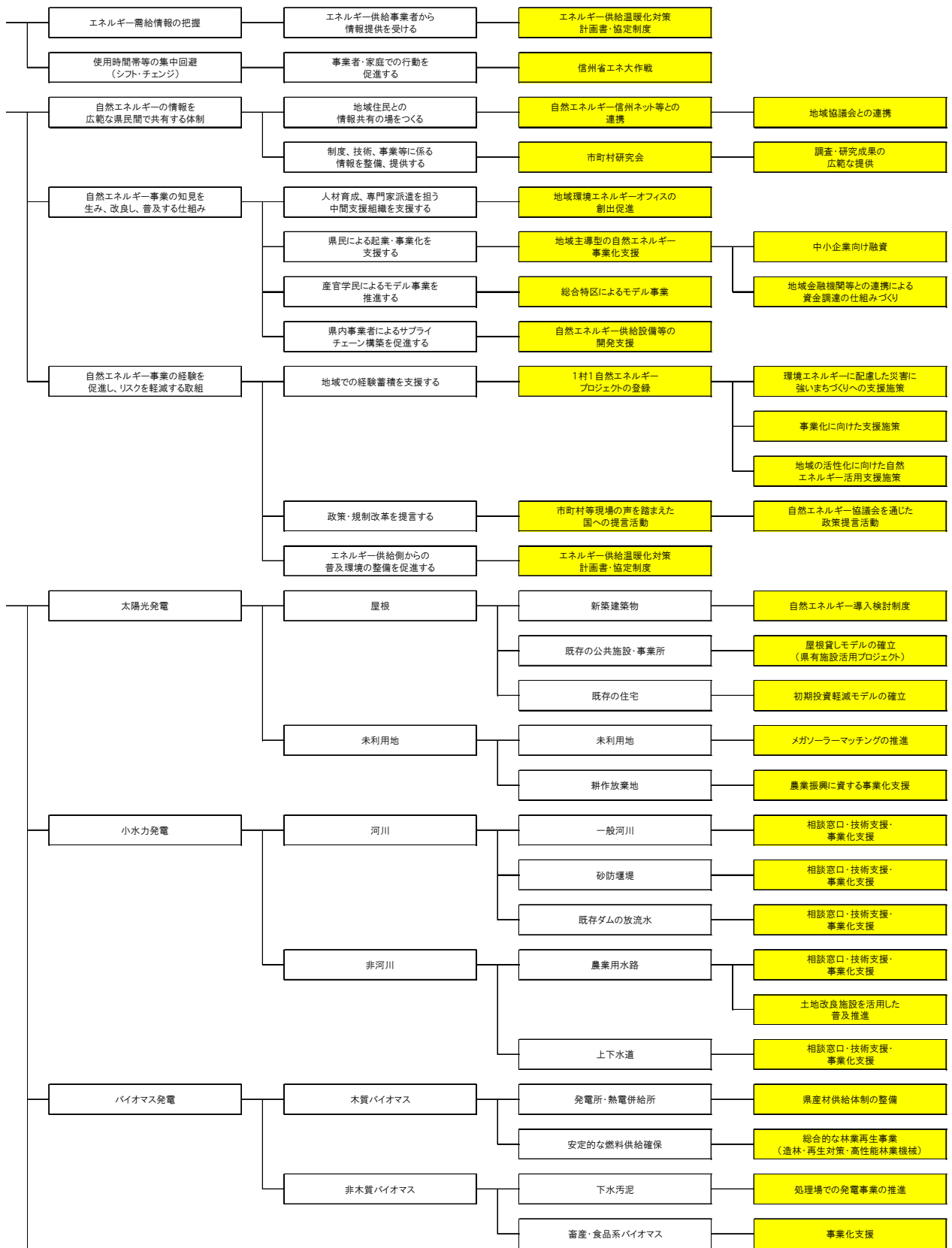
「長野県環境エネルギー戦略」政策体系・・・・・・・・・・・・・・・・	61
制度・詳細・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
家庭の省エネサポート制度	
事業活動温暖化対策計画書制度	
建築物における環境エネルギー性能検討制度・自然エネルギー導入検討制度	
自然エネルギー施策	
エネルギー供給温暖化対策計画書・協定制度	

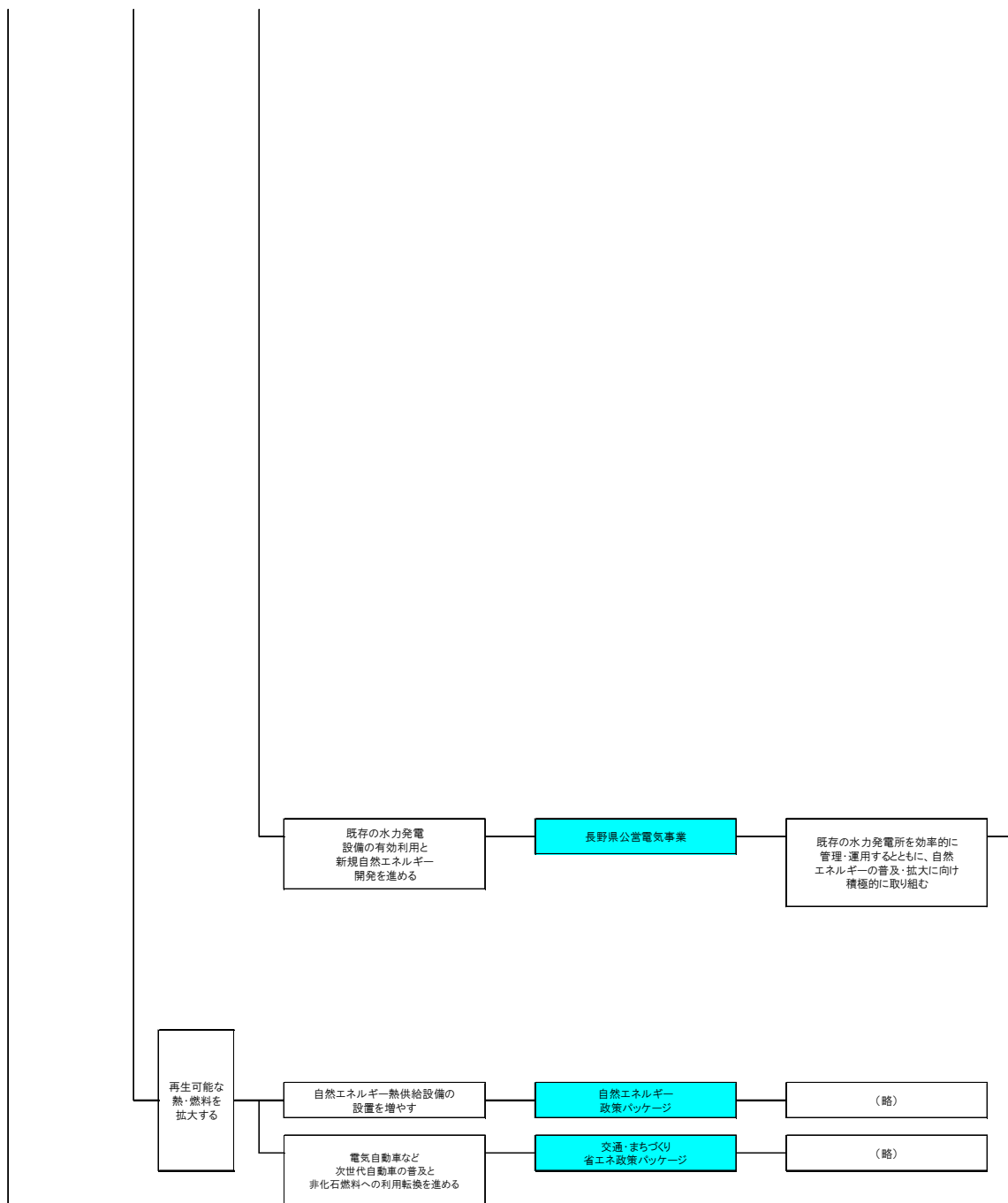
# 長野県環境エネルギー戦略 ～第三次長野県地球温暖化防止県民計画～ 政策体系

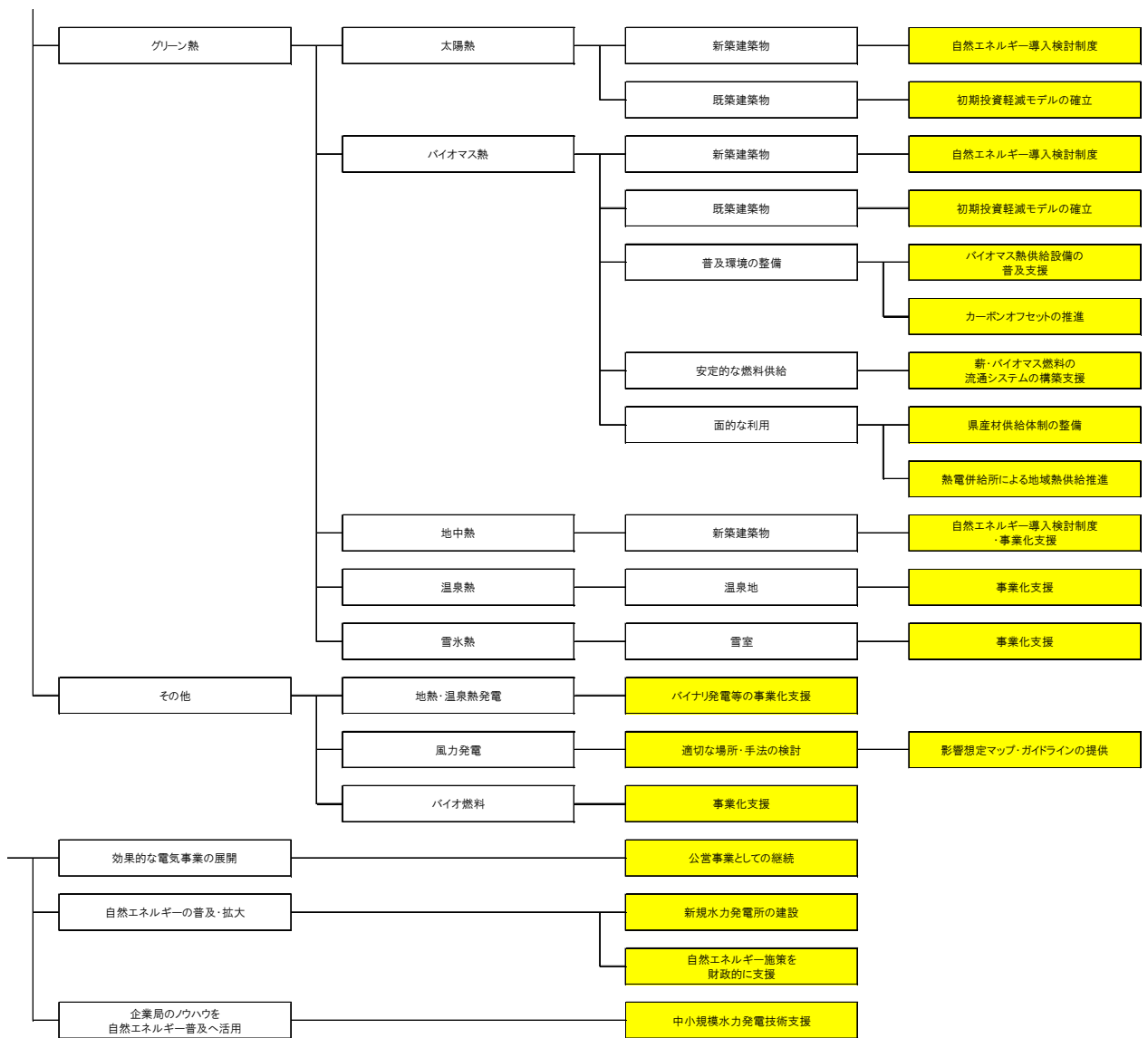


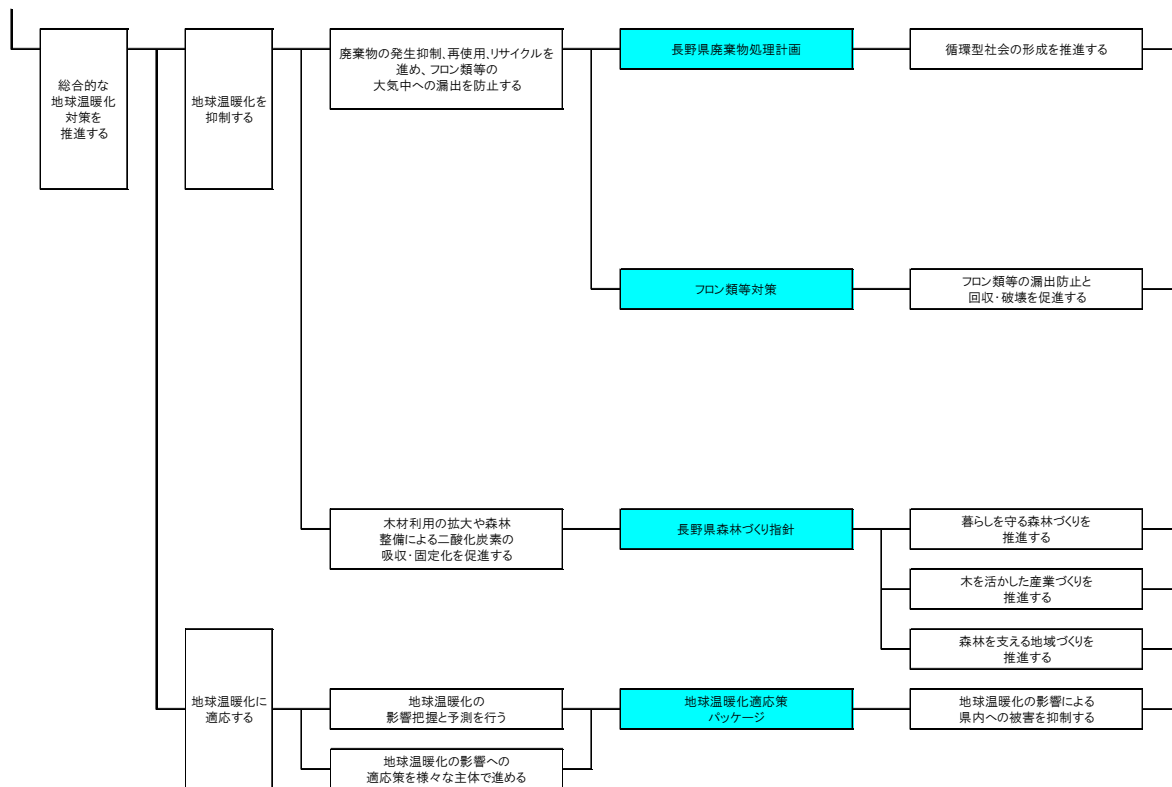
















# 家庭の省エネサポート制度

## 目的

県民の省エネ行動を直接支援するため、企業や団体が県民との接点機会に行う省エネアドバイスや省エネ診断を実施する制度を構築・運用することで、温暖化対策のより一層の推進を図る。  
 <5年間で10万世帯の省エネ行動をサポート>

## 制度の概要

県が登録した企業・団体に属する省エネアドバイザーが、県等が作成したハンドブックや省エネに関する資料等を用いて、県民との様々な接点機会を通じて、省エネアドバイスや省エネ診断を実施する。

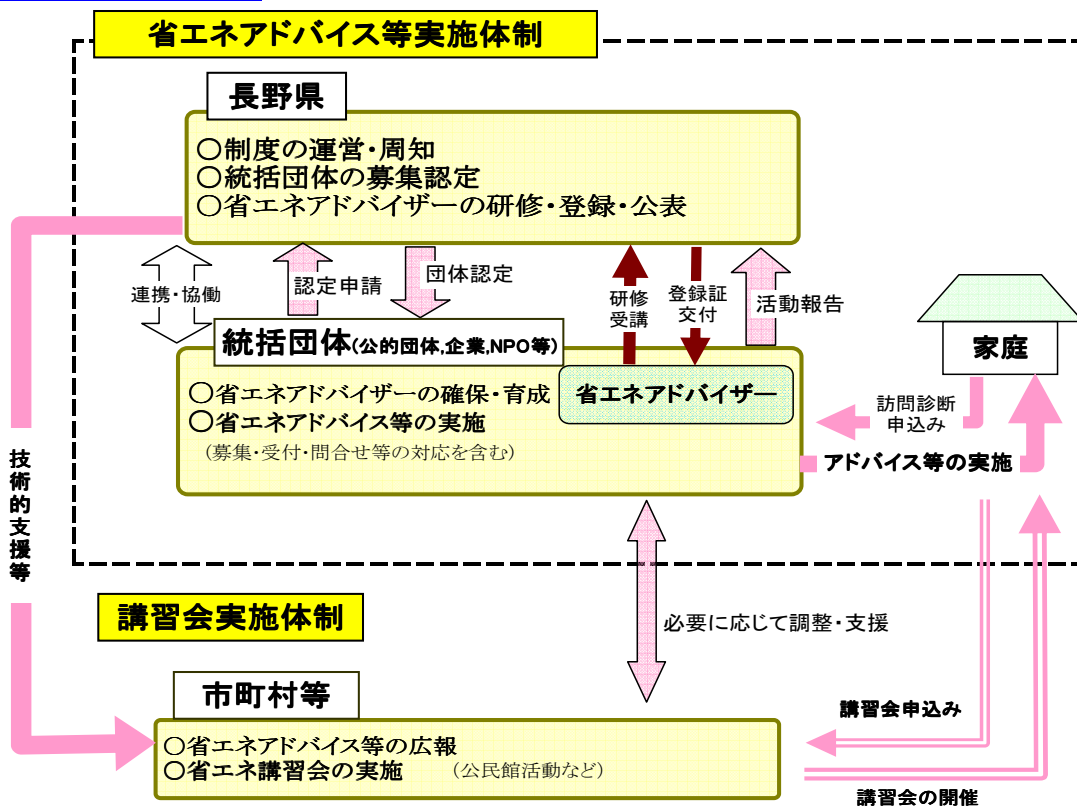
### ・省エネアドバイス、省エネ診断の実施方法

- ①省エネアドバイス； 省エネ手法のアドバイス、情報提供
- ②簡易診断； 簡易アンケートでエネルギー使用量の診断や簡易アドバイスの実施
- ③訪問診断； オーダーメイドの省エネ手法の診断・指導

### ・省エネ講習会の実施方法

県などが作成した講習会資料等を活用して、市町村等が自治会等で実施する学習会などで、省エネ講習会を実施する。

## 制度のスキーム



## 県の役割

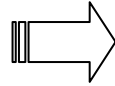
- ・家庭の省エネサポート制度の運営、周知、統括団体の認定
- ・省エネアドバイザーの研修、登録及び公表
- ・統括団体への支援、指導、助言等
- ・家庭の省エネ行動推進のための人材育成、講習会資料等の作成・提供

## 施策の変更点

### <従来の施策>

「省エネ行動の促進施策」から、  
「省エネ診断実施」への移行過程

- ・減CO2アクションキャンペーン  
エコ活動を募集、優良な事例を発信
- ・信州エコポイント  
省エネ活動や省エネ設備機器購入を  
インセンティブで支援
- ・家庭の省エネ診断、講習会  
訪問診断、地域省エネ講習会の開催



### <再構築後>

「実効性が高く、省エネ行動の定着」  
を目指す施策へ

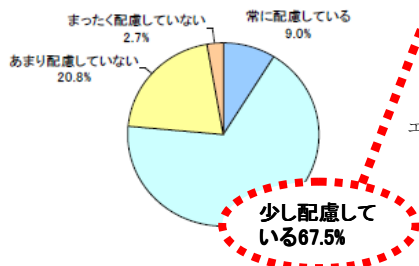
- 家庭の省エネサポート制度の運用
- 市町村などが実施する講習会の支援



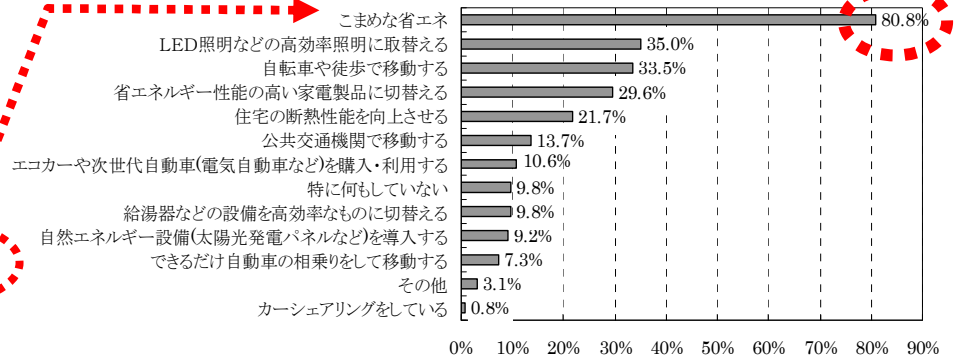
## 長野県地球温暖化対策戦略検討会提言書 参考資料(抜粋)

〔Q4〕あなたは、普段の生活の中で、地球温暖化防止  
のため、どの程度環境に配慮していますか。

n=520



〔Q8〕省エネルギー、自然エネルギー、地球温暖化対策を進めるために、あなたが個人で取  
組んでいることは何ですか。n=520



## 実施目標と課題

### (1) 実施目標 (5カ年間)

○省エネアドバイス・省エネ診断 約10万世帯

- ①省エネアドバイス； 9.3万世帯
- ②簡易診断； 0.5万世帯
- ③訪問診断； 0.16万世帯

○省エネ講習会 約2.5万世帯

<算出:省エネ診断>

統括団体を5~10程度を想定。

①省エネアドバイス 約10万世帯(推計)

②簡易診断 ①の5%

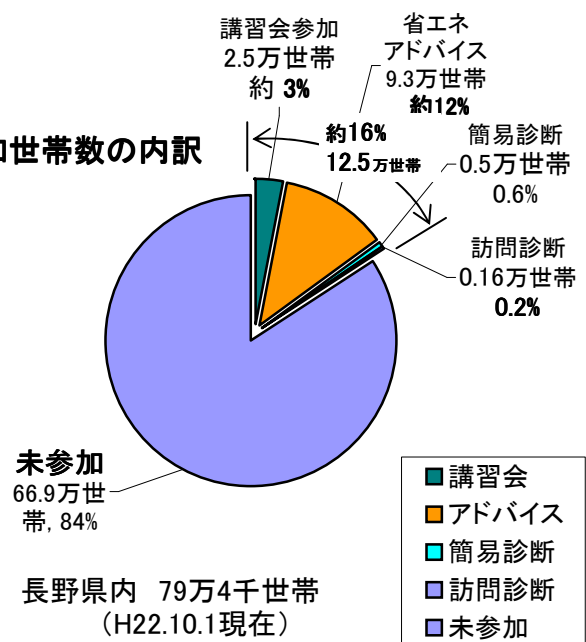
③訪問診断 ①の1%+講習会参加者2.5万世帯の2.5%

\*H23実績;講習会参加のうち2.5%が訪問診断を受診

<算出:省エネ講習会>

約5,000世帯×5年間=約25,000世帯

### 参加世帯数の内訳



### (2) 課題

- 未参加世帯へのアプローチ
- 効果の高い訪問診断世帯の確保  
課題は、制度運用と平行して研究する。

# 事業活動温暖化対策計画書制度

## 目的

事業活動に伴う温室効果ガスの排出量が相当程度多い事業者を対象とした排出削減を促進  
 〈3年間(1計画期間)で300事業者の排出削減をサポート〉

## 対象者 (次のいずれかに該当する事業者)

### ○【エネルギーを多量に使用している事業者】

#### ★ 範囲の拡大

県内に設置している事業所の前年度のエネルギー使用量の合計が原油換算で1,500kl/年以上の事業者

〈現行〉省エネ法のエネルギー管理指定工場の要件に該当する事業所を県内に有する事業者など(205社)

### ○【自動車を多く使用している事業者】

#### ★ 範囲の拡大、現行の自動車環境計画書制度を統合

前年度の3月31日現在において、200台以上の自動車(県内に使用の本拠があるもの)を使用する事業者

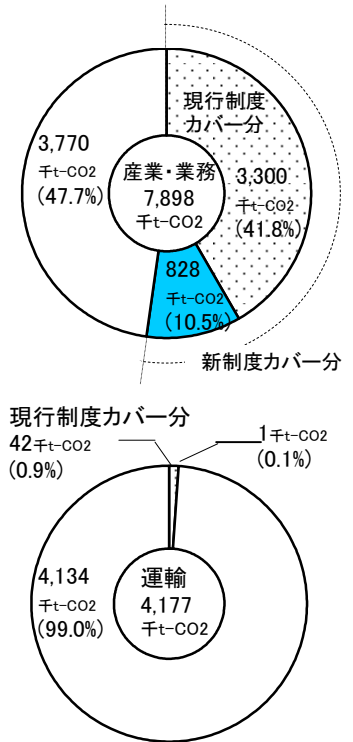
〈現行〉200台以上の自動車を使用するトラック・バス事業者、350台以上の自動車を使用するタクシー業者(5社)

### ○【温室効果ガスを多量に使用している事業者】

#### ★ 新設(温対法に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」の対象事業者より範囲が広い)

県内に設置している事業所の前年度の5.5ガス(非エネルギー起源CO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、HFC、PFC、SF<sub>6</sub>)の排出量の合計が3,000t-CO<sub>2</sub>/年以上の事業者

\*省エネ法:エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)  
 \*温対法:地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)



※いずれも2008年度実績

## 計画書・報告書の作成、提出、公表

- 対象事業者は、最大3か年の温室効果ガスの排出抑制に係る計画書を作成
  - ★ 計画年度の複数年度化 ← 〈現行〉単年度計画
  - ★ 計画項目に交通・物流等、新たな観点の対策を追加  
 (従業員のノーマイカー通勤対策、集客施設等利用者の交通対策、荷主の取組 など)
  - ★ 重点対策を設定(基礎的な運用対策を必須項目、設備更新対策を選択項目と設定)
- 中小事業者の任意提出制度の創設(対象外の事業者も計画書の作成提出が可能)
- 計画書提出事業者は、取組実績等について毎年度報告書を作成
- 事業者と県はそれぞれ計画書と報告書を公表

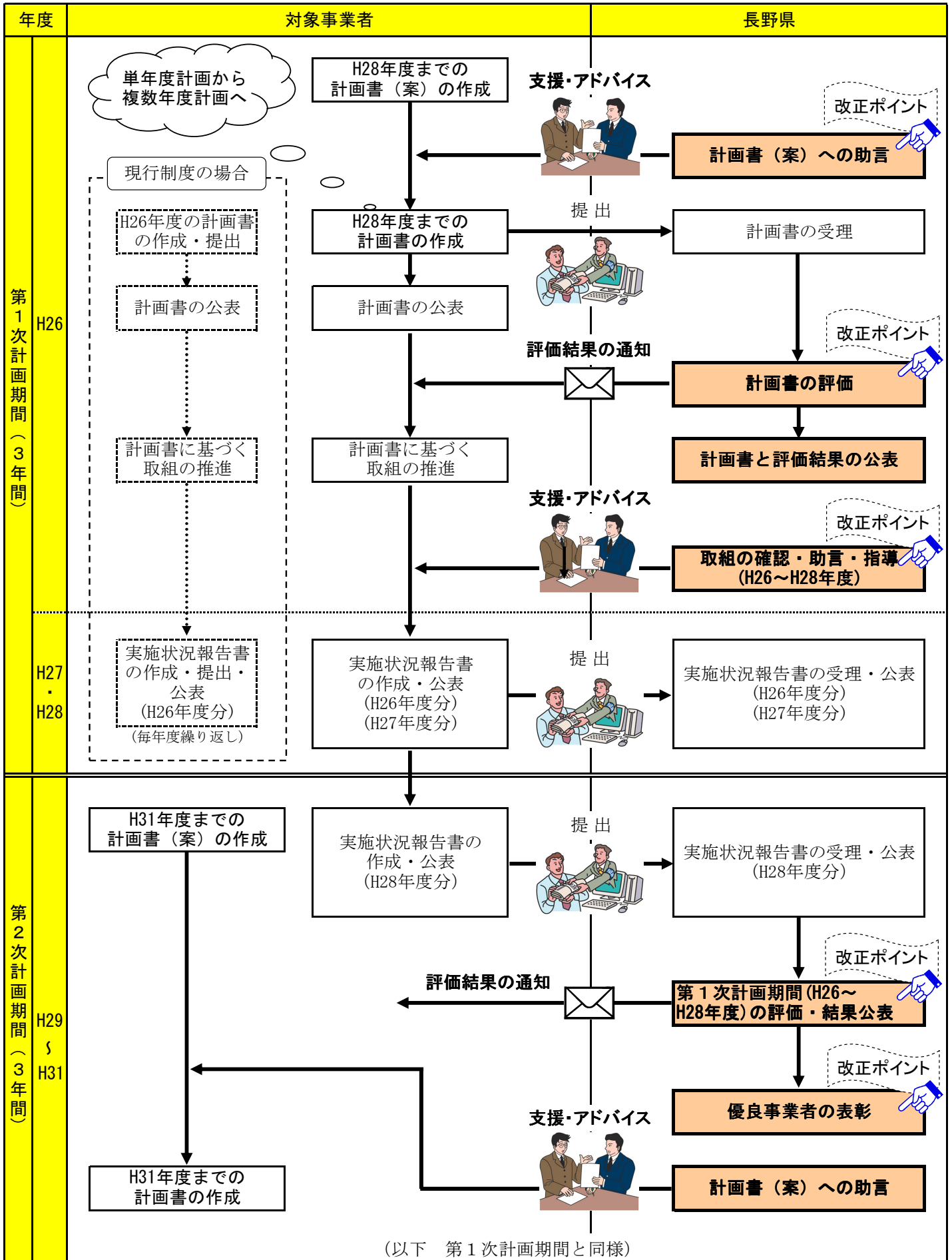
## 県による助言・指導、評価、表彰

- 計画書の作成から取組までサポート(助言・指導)
- 計画書内容や取組実績の評価、結果の公表
- 県は取組実績で高評価の事業者を表彰できる

## 県による現地調査、勧告等

- 計画書の内容やその実施状況の確認などに係る現地調査・助言指導を実施
- 計画書等の提出などを行わない事業者に対し、県が勧告・公表できる

# 新しい温暖化対策計画書制度の流れ



# 建築物における環境エネルギー性能検討制度・ 自然エネルギー導入検討制度

## 目的

建築物の環境エネルギー性能を客観的に評価する制度及び建築時に併せて自然エネルギー設備の設置を検討する制度を導入することにより、建築物の省エネルギー及び自然エネルギー導入の推進を図り、もって温室効果ガス排出量の削減を促進する。

〈5年間で30,000棟の建築物をサポート〉

## 対象者

- 検討義務・・・**建築主**（依頼により設計者等が環境エネルギー性能の情報提供）
- 届出義務、掲示努力義務・・・**建築主**

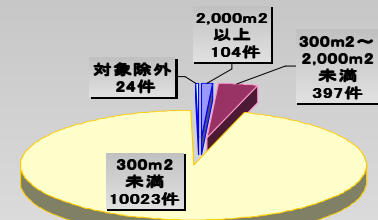
## 対象行為

- 建築物の**新築、改築**  
（改築は、建築物単体で捉えた場合に新築、建替えに当たるもの）

## 制度の概要

- **建築物環境エネルギー性能検討制度**  
建築物の環境エネルギー性能を客観的に評価できる指標に基づき、建築主が建築時に省エネルギー性能を検討し、より省エネルギーに配慮した建築物の選択を促す制度
- **建築物自然エネルギー導入検討制度**  
建築時における自然エネルギー導入の可能性の説明に基づき、建築主に設備導入の検討を促す制度

対象建築物数の推計



※ 平成23年度長野県建築等業務報告より  
（建築確認等申請件数、省エネルギー法届出件数）

	建築物環境エネルギー性能検討制度			建築物自然エネルギー導入検討制度			
	環境エネルギー性能検討 （建築主）	環境エネルギー性能掲示 （建築主）	環境エネルギー性能届出 （建築主）	自然エネルギー導入可能性検討 （建築主）	自然エネルギー設備情報掲示 （建築主）	自然エネルギー導入検討結果届出 （建築主）	未利用エネルギー活用検討結果届出 （建築主）
10,000m <sup>2</sup> 以上	○	○ 努力義務	○	○	○ 努力義務	○	○
10,000m <sup>2</sup> 未満 ～ 2,000m <sup>2</sup> 以上	○	○ 努力義務	○	○	○ 努力義務	○	×
2,000m <sup>2</sup> 未満 ～ 300m <sup>2</sup> 以上	○	○ 努力義務	×	○	○ 努力義務	×	×
300m <sup>2</sup> 未満 ～ 10m <sup>2</sup> 超	○ （移行期間は努力義務）	×	×	○ （移行期間は努力義務）	×	×	×
10m <sup>2</sup> 以下 仮設 文化財 冷暖房等不要	×	×	×	×	×	×	×
備考	・建築主からの依頼により情報提供	・出入口等への掲示 ・戸建住宅を除く	・県への届出 ・県は公表、助言できる	・建築主からの依頼により情報提供	・出入口等への掲示 ・戸建住宅を除く	・県への届出 ・県は公表、助言できる	・県への届出 ・県は公表、助言できる

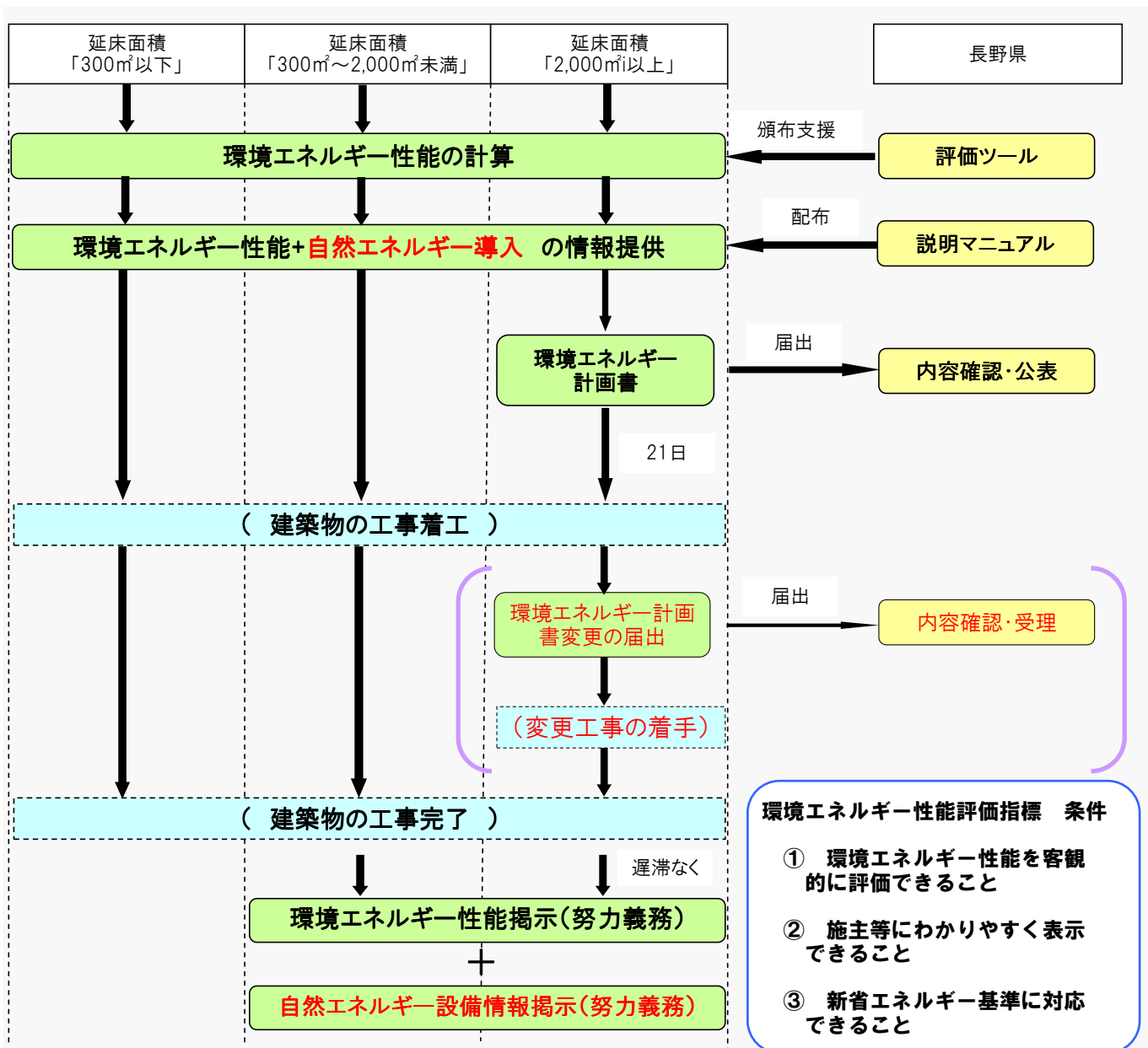
## 普及啓発

- 制度の普及を図るため、指針・マニュアルを作成の上、各種講習会を実施し、制度の普及に努める
- 環境エネルギー性能評価指標の取得講習会
  - 建築物省エネルギー技術講習会
  - 自然エネルギー導入マニュアルの作成

## 県による指導・勧告等

- 届出の内容について省エネルギー基準等に基づき**指導・助言**をすることができる
- 届出、報告等の提出などを行わない場合については、**勧告・公表**できる

## 建築物環境エネルギー性能検討制度・自然エネルギー導入検討制度のフロー



## 建築物の地球温暖化対策制度における長野県の役割

	省エネルギーに関する規制				建築物環境エネルギー性能評価制度						建築物自然エネルギー導入検討制度					
	省エネルギー措置届出 (建築主)		省エネルギー基準適合 (建築主)		環境エネルギー性能検討 (建築主)		環境エネルギー性能揭示 (建築主)		環境エネルギー性能届出 (建築主)		自然エネルギー導入可能性検討 (建築主)		自然エネルギー設備情報揭示 (建築主)		自然エネルギー導入検討結果届出 (建築主)	
権限	国	長野県	国	長野県	国	長野県	国	長野県	国	長野県	国	長野県	国	長野県	国	長野県
2,000㎡以上	○	-	○ H28~	-	×	○	△ 任意	○ 努力義務	×	○	×	○	×	○ 努力義務	×	○
2,000㎡未満 ~ 300㎡以上	○	-	○ H30~	-	×	○	×	○ 努力義務	×	×	×	○	×	○ 努力義務	×	×
300㎡未満 ~ 10㎡超	×	-	○ H32~	-	×	○ (移行期間 は努力義務)	×	×	×	×	×	○ (移行期間 は努力義務)	×	×	×	×

※ 凡例 ○ は制度が規定されていること を示す。  
 - は制度の役割分担がない (できない) こと  
 × は制度を適用していないこと

# 自然エネルギー施策

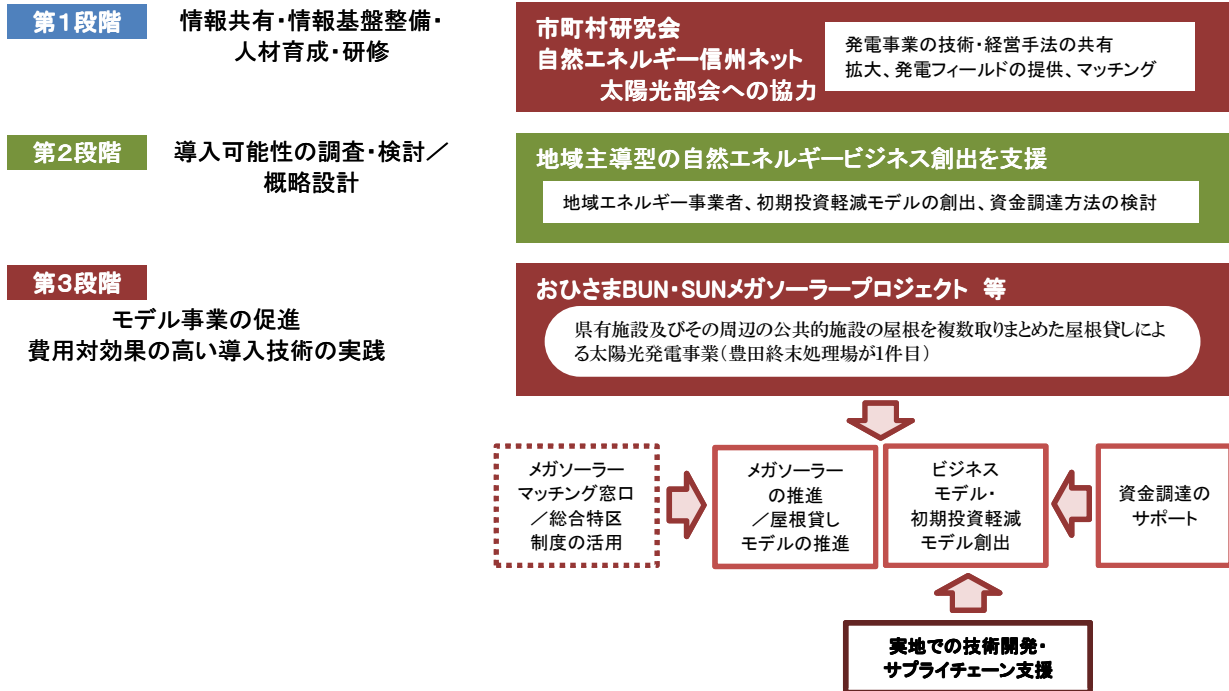
## 【太陽光発電推進施策のイメージ】

### 太陽光発電推進プラン

(地域エネルギー事業者創出)

長野県の自然エネルギーポテンシャルの大半を占める太陽光発電を活用して、自然エネルギーの普及を地域経済の活性化に結び付ける「地域エネルギー事業者」を創出  
ポテンシャルの大半を占める屋根において、採算性がとれ持続的運営が可能な屋根貸しモデルの検討、新たな発電フィールドの開拓  
地域主導によるメガソーラー事業等の推進(地域エネルギー事業者の創出)

#### 導入ステップ



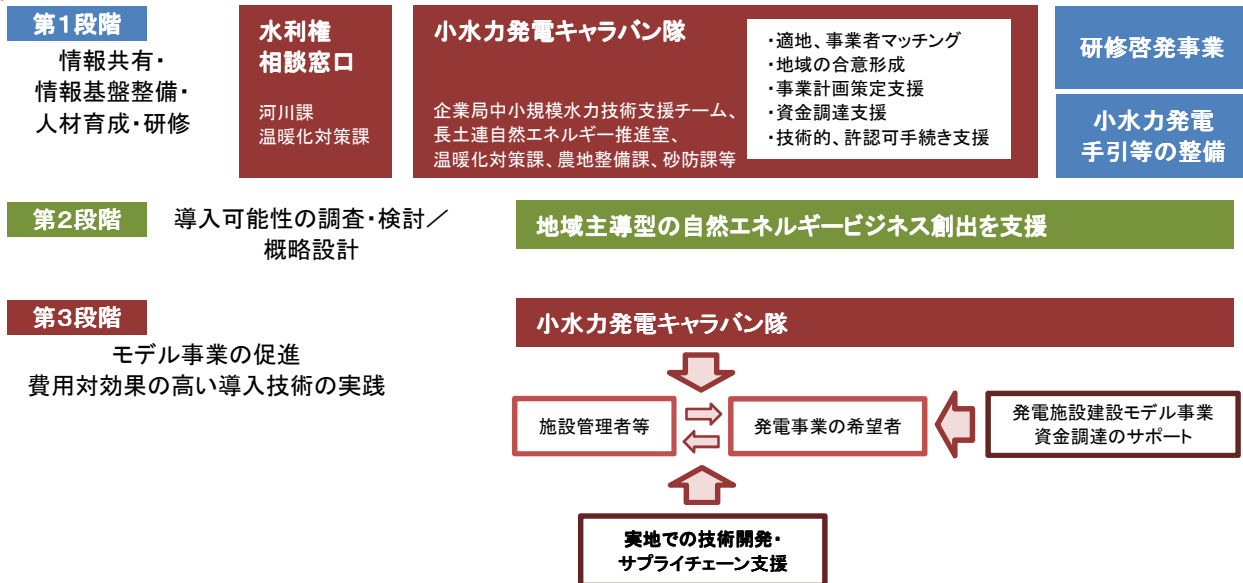
## 【小水力発電推進施策のイメージ】

### 小水力発電推進プラン

(上下水道・農業用水・砂防堰堤)

県内市町村、土地改良区、民間事業者が比較的取り組みやすい分野から、モデルを創出し経験を蓄積  
産官学民連携による支援スキームを構築し、技術面、制度面の高いハードルに対して支援

#### 導入ステップ





## 【バイオマスエネルギー推進施策のイメージ(発電)】

### バイオマスエネルギー推進プラン

(熱電併給)

長野県が推進するバイオマス発電事業は林業創生と一体となった熱電併給を原則

= 針葉樹の搬出間伐、未利用の広葉樹の利活用、熱電併給による採算性の向上により、林業の採算性を高め、雇用を拡大し、持続可能な森林経営を実現

#### 導入ステップ

##### 第1段階

情報共有・  
情報基盤整備・  
人材育成・研修

#### 信州F・POWER 協議会 等

「信州F・POWERプロジェクト」  
塩尻市における集中型の木材加工施設の整備と木質バイオマス発電施設の併設、地域への熱供給を一体的に進める事業

木材安定供給体制の構築  
発電事業の詳細設計  
地域熱供給システムの事業モデルの検討

・塩尻から50km圏内:F・POWERプロジェクトの着実な実施  
・その他地域:地産地消・小規模の熱電併給事業の推進

総合的な林業再生事業

##### 第2段階

導入可能性の調査・検討／  
概略設計

地域主導型の自然エネルギービジネス創出を支援

##### 第3段階

モデル事業の促進  
費用対効果の高い導入技術の実践  
(需要)  
熱電併給設備の導入可能性の調査・検討／概略設計

#### 信州F・POWER協議会 等

安価な熱供給システム

小規模発電技術

資金調達のサポート

実地での技術開発・  
サプライチェーン支援

## 【バイオマスエネルギー推進施策のイメージ(熱利用)】

### バイオマスエネルギー推進プラン

(熱利用)

長野県が推進する熱利用事業は、民間企業主体型のビジネス及び地域協働型事業の併存により、林業創生や地域の雇用創出による森林環境保全への貢献

バイオマス資源の安定的な燃料供給システムとバイオマス熱利用の需要と供給を一体的に推進

冷暖房バイオマスボイラーの開発、環境省ガイドラインを満たす高効率薪・ペレットストーブの開発等、技術開発と運用が一体となった事業の創出

#### 導入ステップ

##### 第1段階

情報共有・情報基盤整備・  
人材育成・研修・  
資源の供給体制整備

#### 市町村研究会

自然エネルギー信州ネット  
バイオマス部会への協力

・薪、ペレットとして活用するものは地域内利用を優先

供給体制整備:  
総合的な林業再生事業

##### 第2段階

導入可能性の調査・検討／  
概略設計

地域主導型の自然エネルギービジネス創出を支援

需要の創出

(ペレットストーブ・ボイラー導入支援)

##### 第3段階

モデル事業の促進  
費用対効果の高い導入技術の実践

資金調達のサポート

地域協働型需要・供給システムのモデルづくり

民間主体型の薪・ペレット供給

初期投資軽減モデルの創出

冷暖房ボイラー

高性能ストーブ

実地での技術開発・  
サプライチェーン支援

# エネルギー供給温暖化対策計画書・協定制度

## 1 目的

- エネルギー供給者側から温暖化対策や自然エネルギーの普及・供給拡大を促進
- エネルギー供給情報の県民への提供

## 2 内容

既存の計画書制度のスキームを活かしつつ、協定制度を新たに加えることにより、幅広くエネルギー供給側からの温暖化対策等を促進する。

区分	計画書制度	協定制度
対象者	県内に電力を供給している事業者	県内でエネルギーを供給する者を構成員とする県単位の事業者団体
内容	対象事業者は、最大3ヵ年の温暖化対策等の促進に係る計画書を作成する。	県は、エネルギー供給に係る事業者団体と、エネルギー供給側からの温暖化対策等の促進に係る協定を締結するよう努める。
	[想定される計画内容] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然エネルギーの普及・供給拡大のために講じる措置</li> <li>・ 温暖化対策の促進のために講じる措置</li> <li>・ その他の事項</li> </ul>	[想定される計画内容] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然エネルギーの普及・供給拡大のために講じる措置</li> <li>・ 温暖化対策の促進のために講じる措置</li> <li>・ その他の事項</li> </ul>
	○ 計画書を提出した事業者は、取組実績等について、毎年度報告書を作成する。 ○ 事業者と県は、それぞれ計画書と報告書を公表する。	○ 事業者団体と県は、それぞれ協定内容（報告内容等を含む。）を公表する。

### (参考) 現行の再生可能エネルギー計画書制度

- 目的
  - 再生可能エネルギー(電気)の供給拡大
- 対象者
  - 県内に電気を供給している事業者
- 内容
  - \* 対象事業者は、単年度の、再生可能エネルギー供給量の割合の拡大に係る計画書を作成
    - ・ 再生可能エネルギー(電気)供給量の割合の拡大に関する方針や目標
    - ・ 目標の達成に向けて講じる措置
    - ・ その他
  - \* 計画書を提出した事業者は、取組実績等について、毎年度報告書を作成
  - \* 事業者と県はそれぞれ計画書と報告書を公表